

沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場被覆施設移設工事
質問回答書

令和 5 年5月 11 日

(1/5)

| 質問事項 | 回答事項 |
|--|--|
| <p>1.P12 第 2 節 現場代理人及び監理技術者等 現場代理人及び建設業法上主任技術者または 監理技術者を定めとありますが、設計期間と施工 期間で分けても、よろしいでしょうか。</p> <p>2.P13、14 第 9 節 設計図書等不適合の場合 1. 基本事項 「一般的な経年劣化の範疇である場合及び運転 管理の責任による不具合等」とありますが、判断 基準が明確でないため、事前調査において、セン ター、設計・施工管理業務受託者及び受注者で 現状を確認したほうが良いのではないのでしょうか。 P15 契約不適合の判断基準にも関係すると考え ます。</p> <p>3.P19 第 11 節 設計に関する事項(8) 施工開始前に変更建築確認申請の許可を得る。 とありますが、事前の協議等で情報がありましたら、ご提示いただけないでしょうか。 また、事前協議先はどちらになりますでしょうか。 事前協議の中で、確認申請にかかる期間等示さ れたことがあれば、併せてご教示ください。</p> <p>4.P20 第 12 節 施工に関する事項 2.施工 (1) 仮設工事等 「11) 工事開始前に本センター、受注者、工事監 理者立会いの上、既存施設の状況確認を行う。 状況確認に結果、不具合が認められた場合は、 確認を行った 3 者協議の上、その対応を決定す る。」とありますが、発見された不具合について は、追加工事と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> <p>事前調査については、P20 第 2 章第 12 節 2.施工 (1)仮設工事等 11)を参照してください。確認する 時期については、本センター、受注者の協議によ り決定します。</p> <p>沖縄建築確認検査センター株式会社との事前協 議では、変更建築確認申請ではなく、新規の建 築物として申請書を提出する指示がありました。</p> <p>事前協議では確認申請にかかる期間についての 協議はしていません。</p> <p>認められた不具合の状況及び原因等により、追 加工事にするか否かを判断します。</p> |

| 質問事項 | 回答事項 |
|---|---|
| <p>5.P24 (1)準備・仮設工事 1)設計 キ 廃棄物の上に厚み50cm程度の最終覆土(ズリ)が施工済みであるため・・・天端と同じ高さになるようズリ等で追加盛り土を行うとありますが、基本的には天端までズリで覆土を施工済みとのことでしょうか。</p> | <p>厚み50cmの最終覆土は本センターにおいて施工しますが、工事を開始するまでに沈下が予測されるため、本工事では厚さ10cmのズリの追加盛り土の費用を計上しています。</p> |
| <p>6.P24 第14節 各種工事 2.被覆施設移設工事 (1)準備・仮設工事 1)設計 ケ 第1埋立地のズリ盛り土完了後、必要に応じて敷き鉄板等を行い、必要となる支持力を確保する。 とありますが、支持力の具体的な数値はご指示いただけますか。</p> | <p>本工事は、設計・施工一括発注ですので、被覆施設移設工事の設計の中で、第1埋立地上に設置するクレーンの仕様、第1埋立地上を走行する施工機械等を決定し、必要となる支持力を算出してください。</p> |
| <p>7.P25 2) 施工 ク 貯留構造物天端までの盛土工事については、クレーン設置等に必要となる支持力が確保できるように適正な品質管理を行う。 とありますが、ケ同様に支持力のご指示は頂けますか。</p> | <p>質問事項6への回答を参照してください。</p> |
| <p>8.P25 (1)準備・仮設工事 2)施工 クとケ 「貯留構造物天端までの盛土工事については、・・・盛土工事完了後、平板載荷試験等を行いクレーン等設置に必要な支持力が確保できていることを確認する。」とありますが、第1埋立地は最終覆土がある状態で受注業者に引渡しではないでしょうか。また必要な支持力が確保とありますが、下部が埋立地のため、常に支持力が保たれているとは保証できないと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。 また、施工済み最終覆土の品質管理報告書をご提示ください。</p> | <p>最終覆土は本センターが施工しますが、盛土の品質管理ができていません。そのため、最終覆土の上に厚さ10cmのズリの追加盛り土の費用を計上しています。ただし、厚さ10cmのズリ盛り土では、使用するクレーン等を設置するために必要となる支持力が確保できない場合は、設計変更の対象とします。</p> |

| 質問事項 | 回答事項 |
|--|--|
| <p>9.P26(2)被覆施設移設工事 1)設計 エとケとコ 「埋立地の昇降タラップを移設する」とありますが、既設を再利用(ボルト類も含む)できるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>またスロープ部のガードレールについて、支柱はコンクリートに埋設されています。事前に撤去したガードレール材料は支給されるものと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> <p>お見込みのとおりです。</p> |
| <p>10. P26 1)設計 ケ 場内道路転落防止柵 第1埋立地と第2埋立地の擁壁部への手摺設置については、現状手摺の移設とし、支柱部がコンクリート埋設ですので移設する場合、支柱切断後、プレートに溶接し、プレートアンカー止めの施工方法(支柱も再利用)でよろしいでしょうか。また撤去後の支柱孔はモルタル詰めでよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |
| <p>11.P26 1)設計 コ 被覆施設移設時に必要となる治具等は、次期移設工事にも使用できるように配慮する。 とありますが、鉄骨、膜を解体、再設置に使用想定をしている吊り治具は、錆止め塗装仕様で現場使用を行います。損傷部の修繕は含まれていませんでしょうか。</p> <p>また、治具使用後の保管場所、保管用養生等は考慮外、消耗品のハイテンションボルトは廃棄でよろしいでしょうか</p> | <p>被覆施設には損傷はないと判断しています。</p> <p>治具等は工事完了後、本センターが指示する場所に納品し、必要となる養生を行ってください。また、再利用できない材料については、法令等に当たって適正に処分してください。</p> |
| <p>12.P26 1)設計 コ 「被覆施設移設時に必要となる治具等は、次期移設工事にも使用できるよう配慮する。」とありますが、配慮とはどのような範囲を想定しておりますか。</p> <p>工事後は発注者に納品するものと認識しており、その保管等については発注者側の範囲と考えますが、いかがでしょうか。</p> | <p>本工事で使用する治具は、次回以降の被覆施設移設工事でも使えるよう配慮してください。</p> <p>治具等の保管は本センターの所掌ですが、保管をするにあたって必要となる養生は受注者が行ってください。</p> |

| 質問事項 | 回答事項 |
|---|---|
| <p>13. P26 2) 施工 遮水シートの耐荷重、構造物底版の耐荷重を教示ください。</p> | <p>遮水シートは、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版(社)全国都市清掃会議」P634、635 表 5.2-1 最終処分場で使用する遮水シートの目安一覧の高弾性タイプの基準を満足した材料です。 構造物底版の耐荷重については、貯留構造物の構造計算書を閲覧してください。</p> |
| <p>14. P27 (3) 散水設備移設工 1) 設計、2) 施工 「第 1 埋立地本設キャッピング工事で布設する散水管に配慮する。」及び「第 1 埋立地本設キャッピング工事で布設する散水管との接続する箇所は、必要となる養生を行う。」とありますが、配慮することは養生を行うという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。本工事完了後、ある程度の放置期間を確保した後、施工予定の第 1 埋立地本設キャッピング工事に配慮してください。</p> |
| <p>15. P27 (4) 建築機械設備・消火設備移設工事 1) 設計 エ 300ΦVU とありますが、取付が可能な場合、取扱が容易なジャバラタイプの給気管に変更してもよろしいでしょうか。</p> | <p>許認可申請において問題がなく、また、性能及び機能等がφ300VU 以上であれば、変更は可能です。</p> |
| <p>16. P29. 3. 第 1 埋立地仮設キャッピング工事 キャッピングについては、埋立地の安定化に伴い沈下が想定されます。沈下に伴う不具合については、沈下量、場所等、想定できませんので、契約不適合責任にならないものと考え、協議としてよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |
| <p>17. P29 (1) 準備・仮設工事 1) 設計 ア 盛り土面には 1% 以上の雨水排水勾配を設けるとありますが、排水先に指定はありますか。</p> | <p>雨水の排水先については、P29 3. 第 1 埋立地仮設キャッピング工事 (2) 第 1 埋立地仮設キャッピング工事 1) 設計 を参照してください。</p> |
| <p>18. P29 (2) 第 1 埋立地仮設キャッピング工事 1) 設計 イ 仮設キャッピング材は、紫外線に強く 5 年暴露状態後、80% 程度の強度を有する材料とします。とありますが、メーカー参考を教示ください。</p> | <p>仮設キャッピングに使用する材料は、(高耐候性・養生シート) クロスラムシート同等品を想定しています。</p> |

| 質問事項 | 回答事項 |
|---|--|
| <p>19.P30 4.アスファルト舗装復旧工事 被覆基礎周辺のアスファルトの復旧について、第3埋立地側については、建築物があることより、転圧は困難と思われるため、モルタル充填でよろしいでしょうか。</p> | <p>性能及び機能等に問題がなければ、モルタルへの変更は可能です。</p> |
| <p>20. P30 5.第3埋立地遮水シート保護マット敷設工事 1)設計 イ 保護マットの仕様において、短繊維不織布の基布入りですが、実績上、層間剥離をした事例が多発しております。仕様上問題ありませんでしょうか。契約不適合責任期間(引渡後2年間)内に層間剥離が発生した場合、対象外と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>P15 第9節 3.工事目的物の契約不適合性責任にある、ただし書きに該当しなければお見込みのとおりです。</p> |
| <p>21.P30、31 5.第3埋立地遮水シート保護マット敷設工事 1)設計のキ及び2)施工のオで壁面ガス抜管は、外されているとの表現と保護マット施工に支障がある場合は、撤去、再設置の記載がありますが、撤去されている箇所と撤去されていない箇所が混在しているとのことでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |
| <p>22. P30 5.第3埋立地遮水シート保護マット敷設工事 現状、壁面とシートの上に溜水があります。この他、実施設計時から着工時までの期間に生じた不具合等については、P9の6. 協議・承諾・指示の設計変更の対象に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>壁面と遮水シートの上の溜水については、本センター、建設工事関係者、施工監理者で発生原因等について協議し、その結果に応じて対応を検討します。</p> |
| <p>23. その他 この工事は環境省の補助対象事業でしょうか。</p> | <p>本工事は、環境省の補助対象事業ではありません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |